（証券コード　3181）
平成29年５月11日

株　主　各　位

名古屋市港区川西通五丁目12番地
株式会社買取王国
代表取締役社長　長谷川　和夫

第18期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第18期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年５月25日（木曜日）午後６時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬　具

記

1. **日　　時**　平成29年５月26日（金曜日）午前10時
2. **場　　所**　名古屋市中区丸の内二丁目４番２号
　名古屋銀行協会　４階402号室
　（末尾の会場案内図をご参照ください。）
3. **目的事項**
　報告事項　第18期（平成28年３月１日から平成29年２月28日まで）
　事業報告及び計算書類の内容報告の件
　決議事項
　議　　案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.okoku.jp/）に掲載させていただきます。
◎今回は、株主総会決議通知の発送を取り止め、本総会の結果は上記当社ウェブサイトに掲載させていただく予定であります。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成28年３月１日から
平成29年２月28日まで）

1.　会社の現況

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府政策による所得雇用環境の改善を背景に緩やかな景気回復の動きが見られたものの、不安定な為替市場や海外経済の下振れの影響により、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

小売業界におきましては、消費者の節約志向が強まり、個人消費は低調に推移しております。このような状況の下、当社は、既存店業績の回復を最優先課題とし、ファッション、ホビー等商品担当チームによる商品政策の見直しにより、各店の売場を一新してまいりました。また、エリアリーダー主導による店舗オペレーションの見直しを実施し、効率改善につなげました。

商品政策におきましては、マーケットの縮小が著しいＣＤ、ＤＶＤ、本の売場を全廃し、ＴＶゲームの売場を削減する一方で、ファッション、ホビー、家電等の売場への転換を進めてまいりました。

出退店におきましては、業績低迷が続いておりました買取王国枚方店（大阪府枚方市）を平成28年７月24日に、買取王国寝屋川店（大阪府寝屋川市）を平成28年８月16日に、買取王国熱田一番店（名古屋市熱田区）を平成28年９月30日に、Reco浄心店（名古屋市西区）を平成28年10月10日に閉店いたしました。その一方で、新たな試みとしてファッション専門店ＷＨＹ　ＮＯＴ栄店（名古屋市中区）を平成28年３月18日に、アウトレット業態のマイシュウサガールヨシヅヤ清洲店（愛知県清須市）を平成28年10月24日にオープンいたしました。

売上高については、既存店の売上は主力商材のファッション部門や新たに力を入れ始めた家電、工具が好調のため、堅調に推移しておりますが、業績不振店舗のスクラップの結果、売上高が前年同期を大幅に下回りました。利益面については、経費の削減に積極的に取組んだものの、新店舗管理システムの導入・運用費用の発生や、積極的なスクラップに伴う撤退費用や新規出店費用の発生により、販売費及び一般管理費が収益減少相応に削減できず、前年同期を下回ることとなりました。

加えて収益性の低下した一部店舗について減損損失を計上いたしました。

以上の結果、当事業年度の売上高は4,910百万円（前年同期比13.8％減）、営業利益は23百万円（前年同期比87.2％減）、経常利益は32百万円（前年同期比83.6％減）、当期純利益は12百万円（前年同期比83.3％減）となりました。

(2) 設備の状況

当事業年度における設備投資の総額は228百万円であり、主なものは、新店舗管理システムの開発投資及び下表２店舗の新規出店であります。

店舗名	開店日	所在地
ＷＨＹ　ＮＯＴ栄店	平成28年３月18日	名古屋市中区栄三丁目31-8 モリダイヤハイツ１Ｆ
マイシュウサガール ヨシヅヤ清洲店	平成28年10月24日	愛知県清須市西市場五丁目5-3 ヨシヅヤ清洲店内２Ｆ

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 財産及び損益の状況

区分＼期別	第　15　期 （平成25年３月１日から 平成26年２月28日まで）	第　16　期 （平成26年３月１日から 平成27年２月28日まで）	第　17　期 （平成27年３月１日から 平成28年２月29日まで）	第18期(当期) （平成28年３月１日から 平成29年２月28日まで）
売上高	5,380,938千円	5,607,235千円	5,694,663千円	4,910,675千円
営業利益	260,040千円	278,436千円	186,059千円	23,743千円
経常利益	270,564千円	292,839千円	199,307千円	32,777千円
当期純利益	154,541千円	159,793千円	74,996千円	12,532千円
１株当たり当期純利益	88円01銭	91円00銭	42円71銭	７円14銭
総資産	3,097,300千円	3,499,469千円	3,348,233千円	3,341,594千円
純資産	1,506,347千円	1,666,140千円	1,741,136千円	1,753,668千円
１株当たり純資産額	857円83銭	948円83銭	991円54銭	998円67銭

（注）１株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき、１株当たり純資産額は発行済株式総数に基づき、算出しております。

(5) 対処すべき課題

今後の経済環境の見通しにつきましては、人手不足による雇用環境の改善が続くものの、可処分所得の伸び悩みが一般消費を抑制し、先行きの不透明感は拭えず厳しい環境が続くものと考えます。このような環境の下、「夢ある商品とサービスを通して、喜びと心の満足を創りだしていきます。」という経営理念の下、店舗営業力の強化、運営体制の再構築に取り組んでまいります。

商品政策

取扱商品については、優先順位を決め、攻める・守る・育てるものを明確にします。売上構成比の高いファッション、ホビーを攻めるものとして力を入れ、ブランド、トレカ、アウトレット衣料を徹底して守り、女性ファッション、工具、家電、生活雑貨を育てていきます。また、買取仕入の精度向上、仕入強化のプロモーション及び店頭商品の鮮度管理の徹底を図ってまいります。

店舗政策

前々事業年度からの取組みにより既存店の業績は、回復してきているものの、店舗間に格差があります。それらの店舗につきましてはプロジェクトチームをつくり、収益モデル店舗の標準化を実行してまいります。新店については、営業本部内に出店検討委員会を設け、店舗の売場構成等、地域特性に合わせた営業現場主導の出店を進めてまいります。

また、店舗の外観及び内装について、取扱商品に合わせて段階的に改装を進めてまいります。加えて、平成29年３月１日に、工具専門店として工具買取王国西春店（北名古屋市）を、平成29年４月８日に、キングファミリー緑店跡地を女性ファッション専門店としてＷＨＹ　ＮＯＴ緑店（名古屋市緑区）をオープンするなど新業態の開発にも取り組んでいきます。

ＩＴ政策

前事業年度より導入しました店舗管理システムのデータが集積してまいりましたので、バイヤー育成、地域に合った品揃えの強化、店頭在庫管理の標準化に活用してまいります。また、顧客管理の徹底をはかり、迅速かつ正確な買取査定による査定待ち時間の短縮、適時適切にお客様にとって有用な情報の提供等、更なる顧客満足度の向上につながるように取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 主要な事業内容（平成29年２月28日現在）

当社は、総合リユース小売業として、買取王国、マイシュウサガール及びその他業態を運営しております。

(7) 主要な営業所（平成29年２月28日現在）

① 本　　社　愛知県名古屋市港区川西通五丁目12番地
② 店　　舗

業　態	店　舗　名
総合リユースショップ 買取王国 （直営店24店舗、 ＦＣ１店舗）	愛知県　：一宮店、港店、小牧店、高辻店、藤が丘店、緑店、春日井店、植田店、高畑店、守山大森店、豊田インター店、豊橋牛川店、豊橋神ノ輪店、半田インター店、岡崎南店、岡崎大樹寺店、刈谷店、豊山店、甚目寺店
	岐阜県　：可児店、岐阜河渡店、大垣店、岐阜長良店、ＦＣ多治見店
	大阪府　：枚方国道１号店
マイシュウサガール （直営３店舗）	愛知県　：一宮店、豊田店、ヨシヅヤ清洲店
Ｒｅｃｏ （直営１店舗）	愛知県　：黒川北店
ＷＨＹ　ＮＯＴ （直営１店舗）	愛知県　：栄店

(8) 従業員の状況（平成29年２月28日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
114名(281名)	2名減(94名減)	32歳10ヵ月	４年11ヵ月

（注）1.　従業員数は、就業人員数であります。
2.　従業員数（外書）は、臨時従業員の平均年間雇用人員（１日８時間換算）であります。

(9) 主要な借入先の状況（平成29年２月28日現在）

借　入　先	借入金残高
株式会社名古屋銀行	205,004千円
株式会社大垣共立銀行	194,197千円
株式会社愛知銀行	193,280千円

2. 株式の状況（平成29年２月28日現在）

(1) 発行可能株式総数 5,940,000株

(2) 発行済株式の総数 1,756,000株

(3) 株主数 847名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
有限会社カルチャービジネス	524,000株	29.84%
有限会社Ｂｅｎｒｉ	138,000株	7.85%
長谷川太一	105,417株	6.00%
株式会社ＳＢＩ証券	74,400株	4.23%
長谷川和夫	52,000株	2.96%
買取王国社員持株会	48,906株	2.78%
鈴木義明	41,400株	2.35%
むさし証券株式会社	31,400株	1.78%
壬生順三	30,000株	1.70%
中澤康貴	28,100株	1.60%

（注） 持株比率は、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役に関する事項（平成29年２月28日現在）

地　　位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	長谷川　和　夫	営業本部長
取　締　役	中　島　康　博	
取　締　役	壬　生　順　三	
取　締　役	長谷川　太　一	
取　締　役 （監査等委員）	松　岡　保　富	
取　締　役 （監査等委員）	深　谷　雅　俊	深谷会計事務所所長、KeePer技研株式会社取締役監査等委員、株式会社動力社外監査役
取　締　役 （監査等委員）	西　川　幸　孝	株式会社ビジネスリンク代表取締役社長、中京大学大学院ビジネス・イノベーション研究科客員教授、本多プラス株式会社社外取締役

（注）1. 取締役深谷雅俊氏及び取締役西川幸孝氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、監査等委員会の職務を補助するものとして、監査等委員会事務局を設置し、重要会議への出席を通じて情報収集を行うほか、内部統制システムを通じた組織的監査を実施することにより監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
3. 監査等委員深谷雅俊氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、社外取締役両氏を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。
5. 社外監査役荒木隆浩氏は平成28年５月27日に任期満了により退任しました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外取締役は、会社法第423条第１項の責任につき、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	人　　数	報酬等の総額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役分）	４名 (―名)	56,450千円 (―千円)
取 締 役（監査等委員） （うち社外取締役分）	３名 （２名）	5,175千円 (1,800千円)
監　　査　　役 （うち社外監査役分）	３名 （２名）	1,635千円 (510千円)
合　　計 （うち社外役員分）	８名 （３名）	63,260千円 (2,310千円)

（注）1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記には、当事業年度中に退任した監査役を含めております。なお、当社は、平成28年５月27日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。
3. 監査役に対する報酬等の額は、監査等委員会設置会社に移行前の期間に係るものであり、監査等委員である取締役に対する報酬等の額は、移行後の期間に係るものであります。
4. 報酬限度額は、次のとおりであります。
取締役（監査等委員を除く）：年額 120百万円（平成28年５月27日開催の定時株主総会の決議）
取締役（監査等委員）：年額　30百万円（平成28年５月27日開催の定時株主総会の決議）
監査役：年額　12百万円（平成23年５月31日開催の定時株主総会の決議）

(4) 社外役員に関する事項

①他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社との当該他の法人等との関係

取締役深谷雅俊氏は、深谷会計事務所の所長であります。なお、当社と深谷会計事務所との間には特別の関係はありません。

取締役西川幸孝氏は、株式会社ビジネスリンクの代表取締役社長であります。当社は、株式会社ビジネスリンクとの間で人事労務顧問契約を締結しております。

②他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役深谷雅俊氏は、KeePer技研株式会社取締役監査等委員及び株式会社動力の社外監査役であります。なお、当社とKeePer技研株式会社及び株式会社動力との間には特別の関係はありません。

取締役西川幸孝氏は、中京大学大学院ビジネス・イノベーション研究科客員教授、本多プラス株式会社の社外取締役であります。なお、当社と中京大学及び本多プラス株式会社との間には特別の関係はありません。

区　分	氏　　名	出席状況及び発言状況
取　締　役 (監査等委員)	深　谷　雅　俊	当事業年度開催の取締役会及び監査等委員会のすべてに出席し、公認会計士及び税理士としての専門的見地から、特に会計・税務に関して、また監査等委員会委員として内部統制システムの構築についても助言・提言を行っております。
取　締　役 (監査等委員)	西　川　幸　孝	平成28年５月27日就任以降、当事業年度開催の取締役会及び監査等委員会のすべてに出席し、企業経営者として、かつ経営コンサルタントとして豊富な経験と幅広い見識から意見を述べる等、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	17,200千円
会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	25,700千円

（注）1. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第１項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務である、ＰＯＳシステム再構築プロジェクトに関する助言・指導業務について対価を支払っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会社法第340条第１項各号に定める事由に該当することなどにより計算関係書類の監査に重大な支障が生じることが合理的に予想されるときは、監査等委員会は、全員の同意をもって会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の職務遂行体制、監査能力、専門性等が当社にとって不十分であると判断したとき、又は監査法人を交代することにより当社にとってより適切な監査体制の整備が可能であると判断したときは、監査等委員会は、会計監査人の不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法第362条第４項第６号ならびに会社法施行規則第100条第１項及び第３項の規定に従い、次のとおり「内部統制の基本方針」を定め、業務の有効性と効率性を確保し、関連法規を遵守しております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 取締役会は取締役会規程に則り、月１回定例開催し、取締役間の意思疎通を図る。
② コンプライアンス規程に則り、コンプライアンス委員会を設置し、月１回定例開催する。
③ 内部監査室を設置し、独立した専門部署として業務を行う。
④ 内部監査室は監査等委員、その他の部門と連携しながら職務を行い、業務の適法性・妥当性等を監査する。
⑤ 内部通報制度として、社外通報サービスを利用するなどして、情報収集に努める。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 取締役の職務の執行に関する文書は、文書管理規程に基づき記録・保管・管理する。
② 会社法・金融商品取引法等の法令によって秘密として管理すべき経営情報について「インサイダー取引防止規程」等の規程類を整備し、関係する取締役及び従業員がこれを遵守することにより安全管理を行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① リスク一覧表を作成し、管理本部長の下、全社的取り組みとする。
② 内部監査室の監査により、当社内のリスクの早期発見、解決を図る。
③ 顧客等の個人情報については個人情報管理規程を整備し、関係する取締役及び従業員がこれを遵守することにより安全管理を行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 職務権限規程に取締役の職務・責任を定める。
② 取締役会は取締役会規程に則り月１回定例開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、遅滞なく執行決定が行われる体制を構築する。

(5) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員であるものを除く。）からの独立性に関する事項および監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

① 監査等委員会の職務を補助すべき使用人（以下「補助者」という。）についての具体的な内容は監査等委員会と相談し、その意見を充分考慮して検討する。
② 補助者の任命・異動については監査等委員会の同意を必要とする。
③ 補助者は当社の業務執行にかかる役職を兼務せず、監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行する。

(6) 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）および使用人が当社の監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

① 監査等委員は、取締役会のほか出店検討委員会その他重要な会議に出席することにより、取締役等からその職務の執行状況を聴取するものとし、関係資料については常時閲覧することができる。

② 監査等委員会は、会計監査人との連絡会および内部監査室との連絡会で連絡をとり、不備の報告等を受け、その改善を行うことで業務の適正化を進める。

③ 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）および従業員、子会社の役員および従業員ならびに子会社の役員および従業員から報告を受けた者（以下「当社グループの役職員」という。）は、当社監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

④ 当社グループの役職員は以下の重要情報について、発生の都度、速やかに監査等委員会に報告を行う。

ア．会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実

イ．会社の業務または財務に重大な影響を及ぼすおそれのある事実

ウ．当社グループの役職員が法令もしくは定款に違反する行為をしたとき、またはこれらの行為をするおそれがあると考えられるときはその旨

⑤ 当社は内部通報規程において、当社グループの役職員が当社の監査等委員会に対して直接通報を行うことができることを定める。

(7) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 当社は、監査等委員会と代表取締役は定期的に意見を交換する体制を整える。

② 監査等委員会は、会計監査人との連絡会および内部監査室との連絡会で連絡をとることで、監査等委員会の監査業務を効率的に進める。

(8) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、平成28年５月27日付で監査等委員会設置会社に移行し、取締役会の監視・監督機能の強化、権限の委譲による迅速な意思決定ならびに業務執行による経営の公正性、透明性及び効率性の向上など、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図っております。

当社では、「内部統制システムの基本方針」に基づき、業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 主な会議の開催状況として、取締役会は18回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適法性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外監査役及び社外取締役が全てに出席いたしました。その他、監査役会は３回、監査等委員会は９回、コンプライアンス委員会は12回開催いたしました。

② 監査等委員は、監査等委員会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。

③ 内部監査室は、内部監査活動計画に基づき、当社の各部門の業務執行の監査、内部統制監査を実施いたしました。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元は、経営の最重要課題と認識しておりますが、事業の安定的成長とより磐石な収益基盤の構築は当社の最優先課題であり、内部留保の充実による企業体質強化にも意を用いる必要があると考えております。

当事業年度の期末配当につきましては、業績及び財務体質の強化などを総合的に勘案し、株主の皆様には誠に申し訳ありませんが、無配とさせていただきたいと存じます。

なお、内部留保金につきましては、買取仕入力の強化、既存店のリニューアル及び人財育成を図るため、経営基盤の整備・拡充等に有効に活用し、競争力及び収益力の向上を図ってまいります。

（注） 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸　借　対　照　表

（平成29年２月28日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**2,203,116**	**流動負債**	**712,583**
現金及び預金	1,049,864	買掛金	16,691
売掛金	106,989	１年内返済予定の長期借入金	495,368
商品	914,866	未払金	54,904
前払費用	59,079	未払費用	95,474
繰延税金資産	21,499	未払法人税等	8,220
その他	50,818	預り金	4,574
固定資産	**1,138,478**	賞与引当金	12,680
有形固定資産	558,674	ポイント引当金	23,744
建物	163,595	その他	926
構築物	18,924	**固定負債**	**875,342**
車両運搬具	2,303	長期借入金	792,783
工具、器具及び備品	93,507	退職給付引当金	26,400
土地	280,342	資産除去債務	56,159
無形固定資産	243,926		
ソフトウェア	222,814	**負債合計**	**1,587,925**
ソフトウェア仮勘定	20,783	純資産の部	
その他	328	**株主資本**	**1,753,668**
投資その他の資産	335,877	**資本金**	**330,319**
関係会社株式	21,000	**資本剰余金**	**260,319**
出資金	30	資本準備金	260,319
長期前払費用	9,454	**利益剰余金**	**1,163,030**
繰延税金資産	17,735	その他利益剰余金	1,163,030
差入保証金	234,456	繰越利益剰余金	1,163,030
保険積立金	53,199	**純資産合計**	**1,753,668**
資産合計	**3,341,594**	**負債及び純資産合計**	**3,341,594**

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（自　平成28年３月１日
至　平成29年２月28日）

（単位：千円）

科　　目	金	額
売　　上　　高		**4,910,675**
売　　上　　原　　価		**2,296,549**
売　　上　　総　　利　　益		**2,614,125**
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		**2,590,382**
営　　業　　利　　益		**23,743**
営　　業　　外　　収　　益		
受　　取　　利　　息	1,399	
受　　取　　保　　険　　金	2,989	
受　　取　　手　　数　　料	12,666	
そ　　の　　他	3,163	20,219
営　　業　　外　　費　　用		
支　　払　　利　　息	7,326	
有　価　証　券　償　還　損	2,460	
そ　　の　　他	1,398	11,184
経　　常　　利　　益		**32,777**
特　　別　　利　　益		
固　定　資　産　売　却　益	20,000	
資 産 除 去 債 務 戻 入 益	31,907	51,907
特　　別　　損　　失		
固　定　資　産　除　却　損	4,658	
解　　約　　違　　約　　金	9,412	
減　　損　　損　　失	30,329	44,400
税 引 前 当 期 純 利 益		**40,285**
法人税、住民税及び事業税		4,445
法　人　税　等　調　整　額		23,307
当　　期　　純　　利　　益		**12,532**

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（自　平成28年３月１日
至　平成29年２月28日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	330,319	260,319	260,319	1,150,498	1,150,498	1,741,136	1,741,136
事業年度中の変動額							
当期純利益				12,532	12,532	12,532	12,532
事業年度中の変動額合計	―	―	―	12,532	12,532	12,532	12,532
当期末残高	330,319	260,319	260,319	1,163,030	1,163,030	1,753,668	1,753,668

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個　別　注　記　表

1.　重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①　有価証券

子会社株式

総平均法による原価法によっております。

②　商品

個別法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産

定率法によっております。

ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）、平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	５～20年
構築物	３～20年
工具、器具及び備品	２～20年

②　無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

③　長期前払費用

定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

①　貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上することとしておりますが、残高はありません。

②　賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当期負担分を計上しております。

③　ポイント引当金

顧客に付与したポイントの将来の使用に備えるため、過去の使用実績に基づき、将来使用されると見込まれる金額を計上しております。

④　退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、従業員の当事業年度末における自己都合要支給額を計上しております。

(4)ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

金利スワップについて、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利スワップ

ヘッジ対象・・・借入金の利息

③ヘッジ方針

金利スワップは借入金利息等の将来の金利変動リスクを回避する目的で行っております。

④ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしておりますので、有効性の評価を省略しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1)たな卸資産の評価方法の変更

当社における商品の評価方法は、従来、移動平均法による原価法を採用しておりましたが、当事業年度より、個別法による原価法に変更しております。

この変更は、当事業年度において新店舗管理システムが全店稼働したことを機に、たな卸資産評価及び期間損益計算をより適正に行うことを目的としたものであります。

過去の事業年度については個別法による単価計算を行うために必要な在庫データ受払記録を保持していないため、この会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を算定することは、実務上不可能であり、遡及適用は行っておりません。

なお、この変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

(2)平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号　平成28年６月17日）を当事業年度に適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による損益に与える影響は軽微であります。

3. 未適用の会計基準等に関する注記

未適用の会計基準等

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）

(1) 概要

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」は、日本公認会計士協会における税効果会計に関する会計上の実務指針及び監査上の実務指針（会計処理に関する部分）を企業会計基準委員会に移管するに際して、企業会計基準委員会が、当該実務指針のうち主に日本公認会計士協会監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」において定められている繰延税金資産の回収可能性に関する指針について、企業を５つに分類し、当該分類に応じて繰延税金資産の計上額を見積るという取扱いの枠組みを基本的に踏襲した上で、分類の要件及び繰延税金資産の計上額の取扱いの一部について必要な見直しを行ったもので、繰延税金資産の回収可能性について、「税効果会計に係る会計基準」（企業会計審議会）を適用する際の指針を定めたものであります。

(2) 適用予定日

平成29年３月１日以後開始する事業年度の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」の適用による計算書類に与える影響額については、現時点で評価中であります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　　542,523千円

(2) 関係会社に関する金銭債務は次のとおりであります。

短期金銭債務　　9,331千円

5. 損益計算書に関する注記

(1) 減損損失

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

① 減損損失を認識した資産グループの概要

用　　途	種　　類	場　　所
店舗設備	建物等	大阪府枚方市他

② 減損損失の認識に至った経緯

収益性が著しく低下した店舗及び閉店予定の店舗について、資産の帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

③ 主な固定資産の種類ごとの減損損失の金額

建物	12,032千円
構築物	13,079
工具、器具及び備品	4,962
投資その他の資産（その他）	256
計	30,329

④ 資産のグルーピングの方法

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、店舗を基礎としてグルーピングをしております。

⑤ 回収可能額の算定方法

資産グループの回収可能額は、使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めないことにより、ゼロとして評価しております。

(2) 関係会社との取引高

仕入高　　9,431千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式（株）	1,756,000	―	―	1,756,000

(2) 配当に関する事項

該当事項はありません。

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	1,843千円
賞与引当金	3,892千円
ポイント引当金	7,289千円
退職給付引当金	8,044千円
減損損失	5,724千円
商品評価損	818千円
資産除去債務	17,151千円
繰越欠損金	4,560千円
その他	3,093千円
繰延税金資産小計	52,419千円
評価性引当額	△9,344千円
繰延税金資産合計	43,075千円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	3,839千円
繰延税金負債合計	3,839千円
繰延税金資産純額	39,235千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別内訳

法定実効税率	32.83%
(調整)	
住民税均等割等	11.03%
税率変更による影響	7.28%
評価性引当額等の増減による影響	17.75%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	68.89%

(3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号) 及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号) が平成28年３月29日に国会で成立し、平成28年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、前事業年度の計算において使用した32.83%から平成29年３月１日に開始する事業年度及び平成30年３月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.70%に、平成31年３月１日に開始する事業年

度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.47%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が2,933千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用について短期的な預金等に限定し、投機的な取引は行っておりません。また、資金調達の必要性が生じた場合は、銀行借入で対応する方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金については、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、当社の経理規程に従い、取引先ごとに残高管理を行っております。

営業債務である買掛金については、原則１ヵ月以内の支払期日であります。営業債務は流動性リスクに晒されておりますが、月次に資金収支計画を作成・更新するとともに、複数の金融機関との間で当座貸越契約を締結し、流動性リスクを管理しております。

借入金は、運転資金や設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。借入金は、金利変動リスク及び流動性リスクに晒されております。また、流動性リスクについては、月次に資金収支計画を作成・更新するとともに、複数の金融機関との間で当座貸越契約を締結し、流動性リスクを管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年２月28日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	貸借対照表計上額 (千円)	時　価 (千円)	差　額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,049,864	1,049,864	―
(2) 売掛金	106,989	106,989	―
資産計	1,156,853	1,156,853	―
(3) 買掛金	16,691	16,691	―
(4) 未払金	54,904	54,904	―
(5) 長期借入金	1,288,151	1,291,176	3,025
負債計	1,359,746	1,362,771	3,025

(注１) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(3) 買掛金、(4) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注２) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区　分	貸借対照表計上額(千円)
関係会社株式	21,000
差入保証金	234,456

関係会社株式については、市場価格がなく、また、差入保証金については、返還期限の見積りが困難なため、これらは時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象には含めておりません。

9. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

10. １株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　998円67銭

(2) １株当たり当期純利益　7円14銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上されているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

店舗の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から10年と見積り、割引率は0.00%～1.35%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	84,899千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	6,988千円
時の経過による調整額	735千円
資産除去債務の戻入による減少額	△31,907千円
資産除去債務の履行による減少額	△4,556千円
期末残高	56,159千円

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年４月14日

株式会社買取王国
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士 山　川　　勝 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士 奥　谷　浩　之 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社買取王国の平成28年３月１日から平成29年２月28日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、平成28年３月１日から平成29年２月28日までの第18期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました
② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年４月21日

株式会社買取王国　　監査等委員会

監査等委員　　松　岡　保　富　　㊞
監査等委員　　深　谷　雅　俊　　㊞
監査等委員　　西　川　幸　孝　　㊞

（注）監査等委員深谷雅俊及び西川幸孝は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。
なお、当社は、平成28年５月27日開催の第17回定時株主総会の決議により、同日付をもって、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しました。平成28年３月１日から平成28年５月27日までの状況につきましては、旧監査役会から引き継いだ内容に基づいております。

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）４名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、当社における地位、担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	長谷川（はせがわ） 和夫（かずお） （昭和26年12月17日生）	昭和49年４月　東芝EMI株式会社入社 平成15年１月　当社代表取締役社長 平成16年５月　当社代表取締役会長 平成20年５月　当社代表取締役社長（現任） 平成25年３月　当社営業本部長 平成29年２月　当社営業本部長（現任）	52,000株
2	壬生（みぶ） 順三（じゅんぞう） （昭和34年10月20日生）	昭和57年４月　ぶんらく書店入社 平成11年10月　株式会社マルス（現当社）代表取締役 平成15年１月　当社取締役（現任） 平成18年３月　当社専務取締役管理本部長 平成26年５月　当社専務取締役営業本部長	30,000株
3	長谷川（はせがわ） 太一（たいち） （昭和60年11月28日生）	平成21年４月　株式会社ボクデン入社 平成24年４月　当社入社 平成26年５月　当社取締役社長室長 平成28年５月　当社取締役（現任）	105,417株

（注）　各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

以　上

株主総会会場ご案内図

会　　場　名古屋市中区丸の内二丁目４番２号
名古屋銀行協会　４階　402号室
電話　052-231-7851㈹

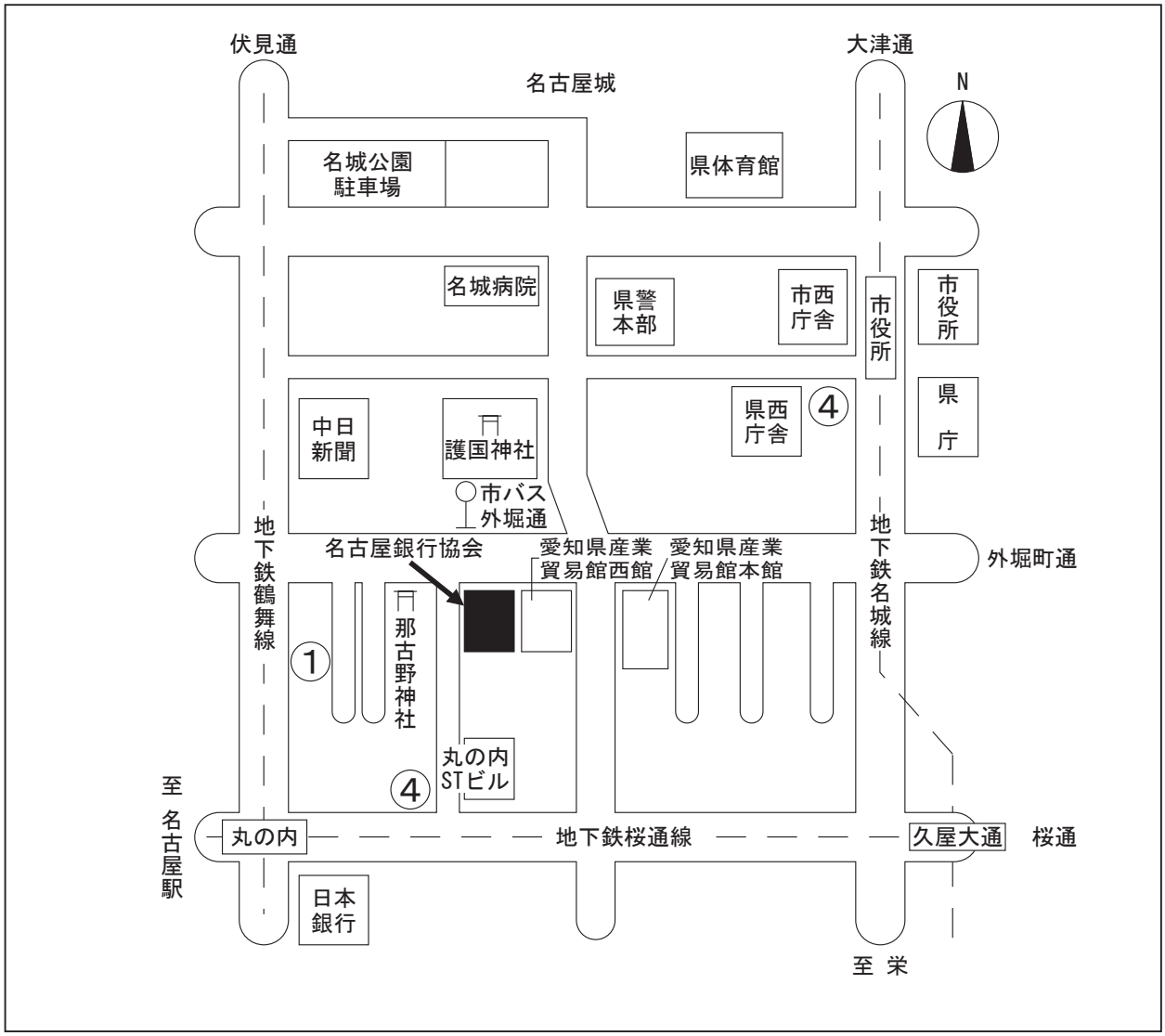

交通機関　地下鉄―桜通線「丸の内駅」④番出口より徒歩６分
鶴舞線「丸の内駅」①番出口より徒歩６分
名城線「市役所駅」④番出口より徒歩８分
市バス―名古屋バスターミナルより「外堀通」下車すぐ

※駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。